団体提出資料

- ①日本私立大学連盟
- ②公立大学協会
- ③日本私立短期大学協会
- 4全国専修学校各種学校総連合会
- ⑤国立大学協会
- ⑥全国公立短期大学協会

高等教育無償化の論点

.....私立大学の現状から.....



一般社団法人日本私立大学連盟 常務理事 三 木 義 一

1. 支援対象者の要件

検討案

一支給打切りの考え方案-

- 1年間に取得が必要な単 位数の6割以下の単位数 しか取得していない
- GPAが下位4分の1に属するとき
- 退学・停学処分等を受けたとき

など

留意点

- 「1年間に取得が必要な単位数」の概 念が不明確である
- ・「GPAが下位4分の1」要件は、「相対評価なのか、絶対評価なのか」、「GPAの算出に不合格科目を含めるのか、含めないのか」など、大学や学部等ごとの制度運用の違いによって、大きな差異が生じる(相対評価の場合、当該学生が努力し、成績が向上しても全体の成績が上がった場合には、下位4分の1に属し続けることが起こり得る)
- 支援が真に必要な学生に対する「支給 打ち切り」は、当該学生の「退学」につな がりやすい。私立大学においては経営に 与える影響が極めて大きい

2. 対象となる大学の要件 (1)実務家教員

検討案

• 実務経験のある教員による 科目の配置が一定割合を 越えていること

※実務経験のある教員が年間平均で修得が必要な単位数の1割以上の単位に係る授業科目を担当するものとして配置されていること

留意点 実態

- 学問分野(学部間)によって"実務"の 定義や考えが異なる
- 過去に実務経験のある専任教員 (青学の場合)専任教員606名中245名・・・40.4%
- 非常勤もいれると不明
- 開設総科目数を母数とすると、多様 な科目を置いている大学ほど条件をク リアすることが困難となる

2. 対象となる大学の要件 (2)外部理事

検討案

- 外部理事が一定割合を越 えていること
- ※理事総数の2割を超える数以上

留意点

- 外部と内部の基準が不明
- 私立大学では建学の理念により、そのような枠からの外部者を主に登用している。外部人材というだけでは、大学の健全な発展には必ずしもつながらない
- 大学の事情がわからない人は適切なアドバイスが難しい
- 外部理事の割合が問題なのではない
- ・ 他方で、確かに、内部の理事だけで良い訳でもない
- 当該大学出身者ではない政策判断経験者(企業経営者、大学学長経験者など)が複数人いれば、理事会の運営や相当きちんとしたものになると思われる

2. 対象となる大学の要件 (3)成績・財務等の公表

検討案

成績評価基準を定めるなど厳 格な成績管理を実施・公表

※特に優れているという評価を得るには、 成績が90点以上、あるいは成績最上位 20%程度であることが必要など

留意点 実態

一般論として正しいが、単純に点 数評価ができない教育も求められ ている

- 財務や経営情報の公表 ※法令に則り財務・経営情報を 開示していること
- 社会的説明責任を持つ大学とし て当然の要件である

3. 授業料及び入学金の減免額

授業料格差

現状

- 国立授業料54万円
- 初年度納付金 82万円
- 私立大学授業料 約82万円 (文)
- 初年度納付金 約128万円
- 私立大学授業料 約116万円(理)
- 初年度納付金 約177万円

検討案

- 非課税世帯学生に限定
- 国立大学
- 初年度納付金 0
- 私立大学
- 初年度納付金 例えば約50万円 となると

80(国立) vs. 130(私立) O(国立) vs. 50(私立)



※ 私立大学は、授業料以外に施設設備費等も納付金としている。 上記の差額については、授業料減免、もしくはなんらかの施策により 縮減する措置を講ずるべきである。

3-1 授業料及び入学金の減免額

検討案

・ 私立大学の場合

※国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応

留意点

- 「現行の授業料減免制度」(給与所得者: 841万円未満、給与所得者以外:355万円 以下)との関係性の整理
- ・「平均授業料」とは、私立大学の<u>学部ごと</u> <u>の平均授業料</u>なのか<u>全学部の平均授業</u> 料なのか
- ・ <u>私立大学における授業料は、学部ごとの</u> <u>コストに則した授業料額を決定しており、</u> 学部によって授業料の金額が大きく異なる
- 学部間の不公平が生じることとなり、国立 大学の学部間においても不公平と表裏ー 体である
- ・ 授業料減免や給付型奨学金への学生への配分は、個人を支援する「個人補助」として、しっかり位置づけるべきではないか

※現行の授業料減免制度において授業料全額免除を受けていた学生が新制度によって 生じる影響への配慮が必要

現行の授業料減免制度

授業料全額免除(補助金による 2分の1の減免)の場合 検討案による授業料減免制度

「国立大学の標準授業料額+私立大学に係る加算額」による減免

「住民税非課税世帯」「同世帯に準ずる世帯」「それ以外の世帯」のいずれに対しても配慮が必要であり・・・ 新制度によって個人負担が新たに生じることのないよう十分な「加算額」が必要

個人負担の発生?

大学

私立大学等経常費補助金



大学

私立大学に係る加算額 (?万円)

国立大学の標準授業料額 (54万円)

おわりに

私学の三重苦

- 1)国立とのさらなる格差
- 2) 少子化の歯止めない減少
- 3)AI発展に伴う所得格差拡大
- ***教育の公益性、税金は平等に。



9

参考データ : 私立大学学生と国立大学学生の学費負担の現状

私立大学と国立大学の授業料の差



出典:私立大学の授業料については、日本私立大学団体連合会「学生納付金等調査(平成28年度入学生)」より作成

国費で維持されている国立大学と異なり、私立大学の「授業料」(約122万円)には、「施設設備費」(約20万円)や「実験・実習・体育費」「教育充実費」(約15万円)等が含まれており、それらの必要経費を学生から徴収しなくてはならない。

私立大学における奨学費支出に占める国費の割合 (2015年)

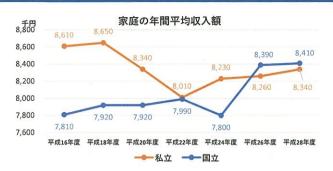


出典:『平成28年度今日の私学財政(大学・短期大学編)』 (平成27年度資金収支計算書)等をもとに作成

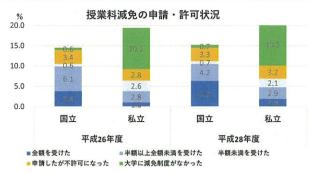
大学生の8割近くを擁する私立大学は、相対的に低所得者層の子弟が多いことと、国公立大学との授業料差額を埋め合わせる必要があることから、独自の奨学金制度を創設し、871.5億円に上る学生の修学支援を行っている(2015年度実績)が、近時の財務状況を反映して漸減傾向にある。

私立大学による独自の奨学制度に対する国からの支援 は、奨学費支出総額(871.5億円)の8.0%、70.0億円に すぎない。

参考データ: 私立大学学生と国立大学学生の学費負担の現状 2



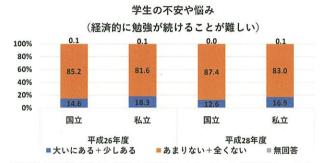
※「学生生活調査結果(日本学生支援機構)」に基づき、私大連事務局にて作成



※「学生生活調査結果(日本学生支援機構)」に基づき、私大連事務局にて作成



※「学生生活調査結果(日本学生支援機構)」に基づき、私大連事務局にて作成 ※学 費=授業料、その他の学校納付金+修学費、課外活動費、通学費 生活費=食費、住居・光熱費+保健衛生費、娯楽・嗜好費、その他の日常費



※「学生生活調査結果(日本学生支援機構)」に基づき、私大連事務局にて作成

家庭の年間平均収入額将業料減免を全額受けた

授業料減免を全額受けた学生の割合 授業料減免を半額以上受けた学生の割合

授業料減免制度のない大学の学生の割合

「学費+生活費」に「学費」が占める割合 「経済的に勉強が続けることが難しい」学生の割合 私立大学生 < 国立大学生

私立大学生 < 国立大学生(その差約3倍)

私立大学生 < 国立大学生(その差約2倍)

私立大学生 > 国立大学生(その差約15倍)

私立大学生 > 国立大学生

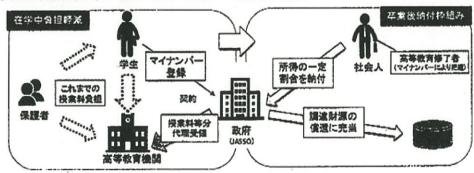
私立大学生 > 国立大学生

11

参考データ: 卒業後拠出金制度(自民党案)

基本的枠組み

- 学生が大学等への入学時にマイナンバーを登録することにより、授業料及び入学金相当分の支払いを国が立て替え、入学時及び在学中は授業料等の支払いを求めない又は大幅軽減
- 学生は卒業後、支払い能力に応じて所得の一定割合を納付



高等教育段階の負担軽減方策に関する専門家会議 平成30年5月22日(火)16:00~18:00 文部科学省 旧庁舎2F 文化庁特別会議室

高等教育の無償化について

支援措置の対象となる大学等に求められる要件に関する公立大学の取組み

高等教育の無償化について

支援措置の対象となる大学等の要件

(例)

- ○実務経験のある教員による科目の配置
- ○外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること
- ○成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理の実施・公表
- ○財務・経営情報の開示

支援措置の対象者に求める要件

(例)

- ○1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないとき
- OGPAが下位4分の1に属するとき →警告。警告を連続で 受けた時は支給を打ち切る
- 〇退学処分•停学処分

いずれも「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)より

平成30年2月8日

文部科学大臣 林 芳正 様



高等教育無償化に関する要望

このたび、新しい経済政策パッケージに盛り込まれた「高等教育の 無償化」は、これまで経済的事情により進学を断念しなければならな かった子どもたちに対し、授業料を減免し、生活費を支援することで 高等教育を受ける機会を大きく広げるものであり、特に、地方におい て、低所得者等を含め、多様な学生に進学機会を提供してきた公立大 学の立場から高く評価したい。

公立大学については、国立大学及び私立大学と異なり、公立大学を 設置する設置自治体を通じその支援が行われることとなることから、 高等教育の無償化制度の趣旨に基づき、公立大学生に対しても支援が 確実に行われる制度を設計していただくよう、強く要望いたします。

以上

実務経験のある教員による科目の配置

- 〇 公立大学協会調査に回答のあった全大学 (74大学)において、実務経験のある教員を 配置している。
- 分野別では、看護保健医療系、工学系、芸 術系においては、実務経験のある教員が多 数を占めている。
- その他、キャリア教育に係る科目、地域志向 科目等、全学部の共通科目を実務経験のあ る教員が担当しているケースが多い。



設置自治体の要請に 基づいた人材育成を 展開

主な科目の一例

大学名	学部名等	科目名	概要(抜粋)
山形県立保健 医療大学	保健医療学部	救急医療学	救急医療の実際について現場の医師が講義を行う。
京都府立大学	公共政策学部	ケースメソッド自治 体政策	京都府で実際に行われている政策を主なケースとして取り上げ実践的な政策力の獲得を目標に、ケースメソッドによる授業を行う。京都府の職員等と講師がそれぞれの立場から講評を行う。
石川県立看護 大学	看護学部	石川伝統文化論	県の個性ともいうべき伝統文化や伝統工芸に焦点をしぼり、本県の歴史と文化の奥深さや 人々の営みの貴さを理解するとともに、働くことの意味を考え豊かな人間性を培うことを目標と し、日本工芸会会員や邦楽プロデューサー等が交代で実施する。
公立鳥取環境 大学	環境学部	水質管理学	水環境·水利用における水質管理の必要性、基本的な水質管理指標、河川、地下水などの様々な環境での水質の課題や求められる水質及び流域全体の水環境保全計画の策定方法について学修する。(地方自治体において河川担当者であった教員が担当)
福岡女子大学	全学部共通	地球環境と人類の 未来	授業はオムニバス形式で実施し、複数の教員がそれぞれの専門分野から、地球環境に関係したテーマを設定し、授業を行う。

外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること

- 公立大学法人は、地方独立行政法人法において理事の設置が義務付けられている。
- 公立大学法人のうち、理事(理事長含む)の2割以上を法人の役員又は職員でない者に任命している法人は74.3%である。
- 〇 外部人材の理事への任命について定款で定めている事例がある。

公立大学法人大阪府立大学 定款(抄)

(理事長以外の役員の任命等)

第11条 (略)

4 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が理事長及び理事の総数の2分の1以上含まれるようにしなければならない。

○ 非法人化大学には理事職がないが、学外者を大学経営に参画させている例として、評議会等に自治体職員(大学事務局長を含む)、知事が委嘱する者等を加える、あるいは、議会の委員会が外部評価を行い経営に活かす等の取組がある。

財務・経営情報の開示

- 公立大学法人は、財務諸表の公表が地独法において義務付けられているほか、経営に関する情報として、業務の内容及び業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画及びそれらの計画に係る事業報告書、法人評価委員会からの評価結果等の公表が義務付けられている。
- 非法人化公立大学の予算は自治体会計の一部として執行されており、大学単独での財務・経営情報の公表は義務付けられていないが、新地方公会計制度に基づき、以下のように財務書類を作成し公表している。

事務組合

ページ内目次

▶新地方公会計制度に基づく財務書類の公表について
▶財務状況について

新地方公会計制度に基づく財務書類の公表について

地方公会計改革の経過

平成18年6月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を契機に、総務省から新地方公会計制度の指針が示され、地方公共団体は、新たな基準での「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の財務書類の作成が求められました。この指針で「総務省方式改定モデル」と「基準モデル」の2つの方式が示されましたが、複数の基準があることで、比較することが難しいなどの課題もあったことから、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について(総務大臣通知)」が示されました。以前の報告主体は、都道府県、市町村だったのに対し、この統一的な基準による地方公会計の報告主体は、それに加え、一部事務組合、広域連合も対象となり、全ての地方公共団体において、平成30年3月までにこの基準に沿った財務書類の作成が必要となりました。

釧路公立大学事務組合では、平成29年度(平成28年度決算)から統一的な基準に基づく財務書類を作成しています。

出所: 釧路公立大学Webサイト http://www.kushiropu.ac.jp/aboutus/disclosure_info/university_ad ministration/jimukumiai.html ○ 就職や進学などの教育活動情報については、社会に対しわかりやすい情報の公表に取り組む際に参照するひとつの基準として、平成22年11月に本協会において、教育情報公表ガイドラインを策定している。各公立大学が教育情報を公表するWebサイトページへは、本協会Webサイト経由で閲覧することができる。

教育情報の公表(法定事項)

北海道·東北地区(16大学)

大学名	設立年	設置者	リンク
札幌医科大学	1950	北海道公立大学法人(北海道)	•
釧路公立大学	1988	釧路公立大学事務組合	•
公立はこだて未来大学	2000	公立大学法人公立はこだて未来大学(函館圏公立大学 広城連合)	·
名寄市立大学	2006	名寄市	•
札幌市立大学	2006	公立大学法人札幌市立大学(札幌市)	•
春森県立保健大学	1999	公立大学法人青森県立保健大学(青森県)	•
 春森公立大学	1993	公立大学法人青森公立大学(青森市)	•
岩手県立大学	1998	公立大学法人岩手県立大学(岩手県)	•
宮城大学	1997	公立大学法人宫城大学(宫城県)	•
秋田県立大学	1999	公立大学法人秋田県立大学(秋田県)	•
国際教養大学	2004	公立大学法人国際教養大学(秋田県)	•
秋田公立美術大学	2013	公立大学法人秋田公立美術大学(秋田市)	
山形県立保健医療大学	2000	公立大学法人山形県立保健医療大学(山形県)	•
山形県立米沢栄養大学	2014	山形県公立大学法人〈山形県〉	•
福島県立医科大学	1952	公立大学法人福島県立医科大学(福島県)	•
会津大学	1993	公立大学法人会津大学(福島県)	•

関東・甲信越地区(20大学)

大学名	設立年	設置者	リンク
茨城県立医療大学	1995	茨城県	•
群馬県立女子大学	1980	群馬県公立大学法人	•
群里间立间已健康科学大学	2005	群里用小立大学注入	_

出所:公立大学協会Webサイト

http://www.kodaikyo.org/?page id=775

大学の教育研究上の目的に関すること

・建学の理念・システム情報科学部(学部)・システム情報科学研究科(大学院)

教育研究上の基本組織に関すること

・組織の概要

教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

·部局長·教員数·教員一覧·教員業績一覧

入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は 修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること (学部、大学院それぞれに)

- ・アドミッションポリシー・入試結果および入学者数
- ・収容定員および在学者数・卒業生の進路状況

授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること (学部、大学院それぞれに)・シラバス(講義要項)

学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること (学部、大学院それぞれに)

・学修の成果に係る評価基準・卒業の認定基準・取得可能な学位に関する情報

校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

・施設概要・課外活動(サークル・団体)

授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること(学部、大学院それぞれに)大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ·学生の生活支援(入学·授業料免除等、奨学金)
- · 進路選択支援(進学相談、就職支援) · 学生相談 · 留学生支援 · 障害者支援

教育情報の公表(任意事項)

大学機関別認証評価 自己評価書

白己点検報告書

第1期中期目標·中期計画期間(H20~25年度)、H18年度、H16年度、H14年度

出所:公立はこだて未来大学Webサイト https://www.fun.ac.ip/about/fact/disclosure/

支援措置の対象者に求める要件に関する公立大学の取組み

(1)GPAの活用等

公立大学において、GPAを活用している大学は87.8%(照会に対する回答があった74大学中65大学が該当)。活用事例及び大学数は以下のとおりである。

学費に関連した活用事例

- 〇 授業料減免対象者の選考(14大学)
- 〇 奨学金対象者の選考(21大学)

成績優秀者に関連した活用事例

- 〇 優秀学生の表彰等(28大学)
- 次年度の履修登録における単位数の上限緩和(11大学)

成績不振者に関連した活用事例

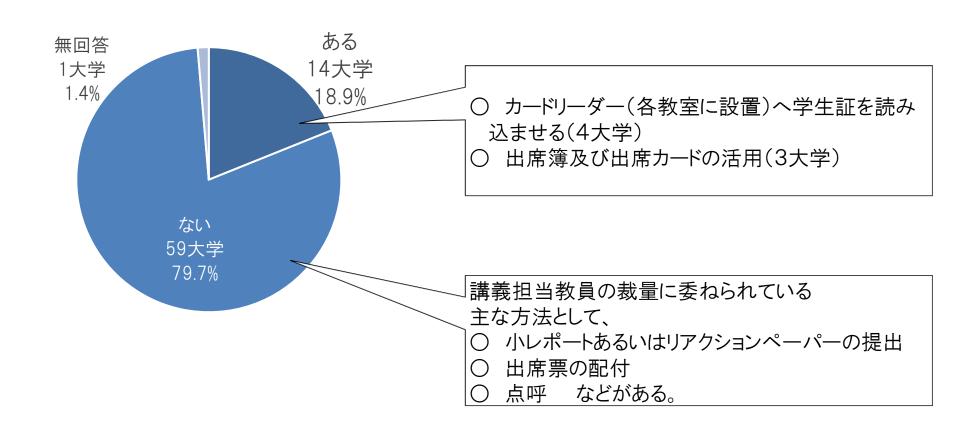
○ 学修指導(成績不振時以外も含む)(15大学)

その他、特待生の選抜ゼミ配属先の決定、大学院進学者の推薦、教育実習派遣者の選考、留学希望学生の選考、卒業判定の基準に活用されている。

GPAを活用していない大学は、素点を活用して学力を測る事例が見られた。

(2)講義への出席率の把握

学生の出席率の把握方法について、全学で統一している方法がある大学は18.9%(照会に対する回答があった74大学中14大学)であった。



高等教育段階の負担軽減方策 に関する専門家会議

一対象となる大学等の要件について一

平成30年5月22日 日本私立短期大学協会 副会長 香蘭女子短期大学 坂根 康秀

実務経験のある教員による科目

- 本学の場合、5年以上の実務経験を有する専任教員、非専任教員の割合はそれぞれ20%と39%で、教員全体では35%を占める。
- •本学では、学科毎の総開講単位数に占める実務経験を有する教員による科目の単位数は16%~28%であり、短期大学全単位数のうち22%が実務家教員による授業。
- 実務経験のある教員とそうでない教員がオムニバス方式で授業 を担当しているケースや実務経験の内容をどのように判断する かで、正確な割合を出すのは相当困難である。
- 現場を離れて長期間経過した場合も実務経験としてカウントするのか、しないのかによっても煩雑さが大きく変わる。

実務経験のある教員による授業

- 実務経験を有する教員は自分が現場で得た経験を学生に伝えている。
- ・産学連携プロジェクトでは企業の内実が分かっているため、スケジュール調整や費用に関して学生と企業の双方にメリットが生まれる企画を立てられる。
- 企業等で学生を受け入れた経験を活かし学生を指導。
- 子どもの疾患・障がいを学ぶ科目では、病態のみではなく、日常生活でどのような困難さがあるのかを具体例を挙げて授業を展開。
- 「起業論」は起業家卒業生のオムニバス方式授業が有効。

3

外部人材の理事

- 本法人の理事定数7名のうち3名が外部理事
- 外部理事は総合病院院長、弁護士、民間会社経営者
- 常勤理事は理事長、教学担当、財務担当、総務担当の役割分担 をしているが、外部理事については明確な役割分担をしていな い。
- 弁護士は法的な問題の場合には相談することがあるが、現理事とは顧問契約を結んではいない。病院院長、会社経営者には経営・運営に関するアドバイス等をいただいている。
- •短期大学法人は小規模であり、理事定数5名の場合、2割を超える外部理事を置くことは法人によっては厳しい場合もある。

4

厳格な成績管理(GPA実施と活用)

一日短協教務委員会調べ一

(%)

GPA活用方法	H25年	H29年
履修制限	15.5	16.2
卒業制限	4.0	4.4
進級制限	3.4	4.8
退学勧告	2.9	20.3
学習の指導	52.9	69.4

GPA活用方法	H25年	H29年
進学の推薦	39.1	33.2
就職の推薦	26.4	22.9
奨学金	70.1	66.4
表彰	59.2	62.4
その他	8.6	6.6

GPAの実施率: H25年54.7% ⇒ H29年87.4%

GPAの活用方法トップ: H25年「奨学金」 ⇒ H29年「学習の指導」

「退学勧告」: H25年2.9% ⇒ H29年20.3%

厳格な成績管理(出席回数と受験資格)

一日短協教務委員会調べー

(%)

出席回数と試験の受験資格	H25年	H29年
5分の4以上出席で受験可	13.2	13.2
4分の3以上出席で受験可	3.5	1.9
3分の2以上出席で受験可	81.8	81.6

※複数回答を可とした質問項目

多くの短期大学は授業への出席を重視し、毎回出席を取っている。 欠席が増えてきた学生には指導が行われる。

単位認定に関し、予習・復習の徹底を組織的に行っているは84.8%。

財務・経営状況の開示

- 私立短期大学は財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告等をウェブ上に公表している。
- 就職先等は卒業生のメッセージとともに大学案内等に掲載。
- 教育活動やイベントに関しては主にSNSを用いて情報提供。
- 本学のファッション総合学科は外部で卒業制作展を行っており、 ウェブやSNSで告知し、高校生や一般の方の来場も多い。
- ・北部九州の7短期大学で構成している短期大学コンソーシアム 九州は『短大フェス』を毎年開催し、学習成果を高校生・一般 の方に披露する場を設けている。

7

本学の特別奨学金支給例

- 入学後に家計の急変により修学が困難になった場合に支給。
- ・申請者の当該学科での成績が上位70% 以内、かつ授業・学科行事等出席率が90 %以上の場合はランク1とする。
- ・申請者の当該学科での成績が上位70% 未満から90%以内の場合、ランクを1つ

ランク	授 業 料	設備維持費
1	半額	半額
2	半額	_
3	_	全額
4	_	半額
5	見舞い金	3万円程度

下げる。成績が下位10%はランクを2つ下げる。

- •授業・学科行事等出席率が90%未満の場合、ランクを1つ下げる。
- 諸事情がある場合は、選考委員会にて学長が決定。

高等教育段階の負担軽減方策に関する専門家会議 検討項目に関する意見

全国専修学校各種学校総連合会

【全専各連としての基本的考え方】

「新しい経済政策パッケージ」で示された考え方

- 真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現
- 支援の対象は、低所得世帯に限定
- 本政策の趣旨は、教育機会の有無による貧困の連鎖を解消することや、イノベーションの創出、生産性の向上のために経済的理由による高等教育機関への進学断念をなくして、国民全体の底上げをすることにあると理解しております。
- したがって、具体的制度設計にあたっては高等学校等就学支援金の考え方と 同様に、機関への補助の観点よりも学生に対する支援の観点に重点を置くべ きと考えます。
- しかしながら、すべての国民が負担する消費税を原資とすることにかんがみて、とくに授業料減免に関する補助については、一定程度の対象機関に対する要件を付すべきとの考え方には同意いたします。

【具体的要件等に関する意見】

■ 対象となる大学等の要件

(1) 実務経験のある教員による科目の配置

- 教員の実務経験の範囲をどのようにとらえるかが問題と考えます。実務経験の具体的内容と担当する授業科目との一定の関連性を求める観点から、ある程度幅をもって実務経験要件を設定することが必要と考えます。
- 産業界のニーズを踏まえた教育が担保されることが本要件の趣旨ならば、カリキュラム編成にあたって産業界が関与する体制が構築されていることが肝要です。さらに、実務経験のある教員や産業界との連携による研修を受けた教員による授業が行われることが重要と考えます。
- なお、専門学校における具体的な事例は、職業実践専門課程において実践されています。

(2) 外部人材の理事への任命

- 専門学校の場合、学校法人立以外にも多様な設置形態の学校があることから、 学校法人以外の法人等に関しては、学校法人における外部理事の任命に準じ た配慮が必要と考えます。
- 学校運営や教育内容に関して外部からのチェックが必要であることが本要件の趣旨であるならば、学校法人以外については、学校関係者評価や外部人材によるカリキュラム編成が客観的に認められる場合は、本要件を満たしているとすることが妥当と考えます。なお、これらに関する具体的事例は、職業実践専門課程において実施されています。

(3) 厳格な成績管理の実施・公表

- 成績評価基準に基づき成績管理を行い、進級・卒業等の判定を行うことは当然であり、その規定等の公表も必要と考えます。
- 専門学校は単位制ではなく時間制であることから、出席状況の管理については極めて厳格に運用されており、進級や卒業に必要な出席時間数に満たない場合は、補講などの措置により対応することが一般的です。また、専門学校では必修科目によるカリキュラム編成が一般的で、その必修科目を履修・修了しなければ進級・卒業ができないのが実態です。つまり、進級判定や卒業判定そのものが厳格な成績管理と言えます。
- 一方、たとえば国家資格の合格率が高い学校においては、GPA 下位の受給者であっても資格を取得することは十分にあり得ることで、それでもなお GPA による判定で支給を打ち切られることも想定されます。また、ある特定の分野で突出した能力を発揮する学生についても、GPA によって同様に支給を打ち切られる場合も考えられます。したがって、GPA を用いた支給の打ち切りには大きな問題があると考えます。

(4) 財務・経営情報の開示

- 公的支援を受けることの要件として、財務・経営情報の開示は当然のことと 考えます。
- また、経営情報を含む情報開示に関しては、職業実践専門課程認定申請の際 の「別紙様式4」を参照ください。

なお、参考資料にもあるように、平成26年度から文部科学大臣認定による「職業実践専門課程」制度が創設され、企業との連携による教育課程の編成、教員研修の実施、学校関係者評価の実施、情報公開等がその認定要件となっています。 上記の個々の要件について同様のあるいは同程度の要件を課していることにかんがみ、負担軽減方策の具体化にあたっては職業実践専門課程制度の活用にも留意いただきたいと考えます。

- 授業料・入学金減免、給付型奨学金
- 本政策の趣旨にかんがみ、学校種による減免額、支給額の格差が生じないよう制度設計することが重要と考えます。

【職業実践専門課程認定後の公表様式】

職業実践専門課程の基本情報について

*** **		小栗雪一左口	n #=	h	1		=r + 11.			
学校名		設置認可年月	日 校長	長名 所在地 〒123−1234						
〇〇専門学		平成25年4月1			東京都	千代田区霞が関3 (電話)03-6734				
設置者名		設立認可年月	日 代表者	名	所在地 〒123-1234					
学校法人OC		平成25年3月1	В 000		東京都	1234 千代田区霞が関3 (電話)03-6734	-2-2 -2939			
分野	=37 D/C	限定課程名		認定学	1科名		専門士			専門士
工業	0	○専門課程		00)科		平成〇年文部科学? 告示第〇号	省		文部科学省 第〇号
学科の目的	0000									
認定年月日	平成 4	手 月 日 全課程の修了に必要な								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位 数		義		演習	実習		実験	実技
/ac	昼間	〇〇時間	00	時間		〇〇時間	〇〇時間		〇〇時間	 ○○時間 単位時間
生徒総定	Ę	生徒実員	留学生数(生	主徒実員の内	Į	厚任教員数	兼任教員数		総孝	数員数
007		007	00	人		OOJ	007		0	O.J.
学期制度	■2学期	明: 〇月〇日~〇月 明: 〇月〇日~〇月 明: 〇月〇日~〇月	日〇日			成績評価	■成績表: ■成績評価の基準・方: ○○○○○	有 法		
長期休み	■夏 名 ■冬 名	始:○月○日~○. 季:○月○日~○. 季:○月○日~○. 末:○月○日~○.	月〇日 月〇日			卒業·進級 条件	00000			
学修支援等		担任制: 相談・指導等の対 OO	有 忘			課外活動	■課外活動の種類 (例)学生自治組織・ボランデ	ティア・	学園祭等の実行	委員会等
							■サークル活動:		有	
	0000		·成28年度卒業生)				■国家資格・検定/その (平成28年度			5月1日時点の情報)
		就職指導内容					資格·検定名	種	受験者数	合格者数
	0000	50					0000	2	00人	007
	■卒業者		0		人					
		希望者数 ****	0		-					
就職等の	■就職 ²		0		<u>人</u> %	主な学修成果				
状況※2	■卒業者	きに占める就職者の : 也)割合 〇		%	·(資格·検定等) ※3	※種別の欄には、各資格・検見るか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了 ②国家資格・検定のうち、修了	と同時	に取得可能なもの	
	·進学者数 ·OOOC	牧: DO	OΥ				③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業	生の -	いくテフトを営出っ	笙
	(平成	28 年度卒業	者に関する				(1937) 助びた子行の子上・平未		- ノヘドハ貝仏ボ	· ग
		平成29年5月1日	時点の情報)							
中途退学 の現状	平成29年 ■中途 i	4月1日時点におい 3月31日時点にお 8学の主な理由 生活への不適合・経	10 いて、在学者〇〇名 いて、在学者〇〇/2 斉的問題・進路変更等	名(平成29			壓 10	%		
	(例)カウン	防止・中退者支援(シセリング・再入学・転	科の実施等							
経済的支援 制度	※有の場 ■専門等	虫自の奨学金・授: 合、制度内容を記入 実践教育訓練給付 象の場合、前年度の		象·非給付						
第三者による 学校評価	※有の場	の評価機関等から 合、例えば以下につい 本、受審年月、評価結		有・無載したホーム	ムページU	RL)				
当該学科の ホームページ URL					_					

(留意事項)
1. 公表年月日(※1)
最新の公表年月日で 1. 公安サ月ロ(※1) 最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映 した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

- 2. 就職等の状況(※2) 「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意

- ③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。 ※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の 者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。 (2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について ①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。 ②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就てとをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職 者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。 (3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3) 認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入資状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企 程の編成を行っていること		「企業等」という。)との連携体制を確保	して、授業科目の開設その	の他の教育課
(1)教育課程の編成(授業 方針	業科目の開設や	授業内容・方法の	改善・工夫等を含む。)	における企業等との連携	に関する基本
(2)教育課程編成委員会	等の位置付け				
(3)教育課程編成委員会	等の全委員の名)年〇月〇日現在
名 前		所	属	任期 平成〇年〇月〇日~平成〇 年〇月〇日(2年)	種別
※委員の種別の欄には					
地方公共団体等の ②学会や学術機関等 ③実務に関する知識	役職員(1企業や の有識者 、技術、技能につ	ウ関係施設の役職 ついて知見を有す	有する業界団体、職能 員は該当しません。) る企業や関係施設の役		
(4)教育課程編成委員会	等の年間開催数	及び開催時期			
(開催日時)					
第1回 平成〇年〇月〇日 第2回 平成〇年〇月〇日					
第〇回 平成〇年〇月〇					
(5)教育課程の編成への ※カリキュラムの改善案や今後			舌用状況		
2.「企業等と連携して、実				の授業を行っていること。	」関係
(1)実習・演習等における)企業等との連携	訳は関する基本万 節	Ť		
(2)実習・演習等における	企業等との連携	長内容			
(2)目はめた連携の例案	51日半については1	k = かから到 ロについ	~ ⁵ 7 ≠¥		
(3)具体的な連携の例※ 科目名	付日数については1	科 目 概		連携企業	等

3.「企業等と連携して、教員に対し				こ行っていること。 」関係	
(1)推薦学科の教員に対する研修・	'听先(以下! 饼修寺	」という。)の基本フ	フェT		
(2)研修等の実績	ETT bet felte				
D専攻分野における実務に関するA	讲修 等				
②指導力の修得・向上のための研	多等				
3)研修等の計画 ①専攻分野における実務に関する					
	ט פון וי				
②指導力の修得・向上のための研修	多 等				
	において準用する同	司規則第67条に定	どめる評価を	を行い、その結果を公表	しているこ
と。また、評価を行うに当たっては、					
(1)学校関係者評価の基本方針					
2)「専修学校における学校評価ガ ガイドラインの評価項目			校が設定で	する評価項目	
(1)教育理念・目標 (2)学校運営	-		IXW IXX	7 OH	
(3)教育活動					
(4)学修成果 (5)学生支援					
(6)教育環境					
(7)学生の受入れ募集					
(8)財務 (9)法令等の遵守					
(10)社会貢献・地域貢献					
(11)国際交流					
※(10)及び(11)については任意 (3)学校関係者評価結果の活用状					
4)学校関係者評価委員会の全委	員の名簿				**************************************
名 前		所 属		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	年〇月〇日現 一種別
				平成〇年〇月〇日~平成〇 年〇月〇日(2年)	1277
				+OAOH(Z+)	
※委員の種別の欄には、学校関係 (例)企業等委員、PTA、卒業生等		選出された理由とな	よる属性を記	記載すること。	
5)学校関係者評価結果の公表方 ホームページ · 広報誌等の刊行))		
IRL:					
5.「企業等との連携及び協力の推	進に資するため、企	業等に対し、当該国	専修学校の	教育活動その他の学校	校運営の状況
こ関する情報を提供していること。」					
(1)企業等の学校関係者に対する	情報提供の基本方針	t			
(2)「専門学校における情報提供等	への取組に関するが	ガイドライン の項目	この対応		
ガイドラインの項目		- 1. 7 2 7.		定する項目	
(1)学校の概要、目標及び計画					
(2)各学科等の教育 (3)教職員					
(4)キャリア教育・実践的職業教育	Î				
(5)様々な教育活動・教育環境					
(6)学生の生活支援 (7)学生納付金・修学支援					
(7)子生納刊並・修子又接 (8)学校の財務					
(9)学校評価					
			_		_
(10)国際連携の状況					
(11)その他	記載:				
(11)その他 ※(10)及び(11)については任意	記載。				
	記載。				

高等教育の負担軽減方策に関する専門家会議 (第5回)

国立大学協会資料



平成30年5月22日 一般社団法人 国立大学協会 国立大学協会 専務理事 山本 健慈

1. 実務経験のある教員による科目

各大学において、企業や医療機関、独立行政法人での実務経験、教員経験等を 活かした授業科目を開講。

例えば…

- JAPICとの連携による、<u>産業界・官界・政界のトップリーダーによるオムニ</u> バス形式の授業科目(筑波大学:別添1)
- 研究開発法人及び企業の研究開発部門等との協同により、<u>「即戦力・実践</u>力」「リーダーシップ」「国際的ネットワーク構築力」を備えた人材育成のための学位プログラムを構築(筑波大学:別添2)
- <u>日本銀行と提携</u>し、実務家(客員教授)による、<u>経済・金融関係、女性</u> <u>リーダー関係の授業科目</u>(お茶の水女子大学)
- 産業界や官公庁での実務経験者による<u>リーディング大学院の授業科目</u> (お茶の水女子大学)
- 共通教育科目として、<u>「キャリア教育」</u>、大学院専門科目<u>「キャリアデザ</u> イン」(山口大学)
- ※その他、各大学の教員は、企業、官公庁等に従事した後に採用となった者が 多く存在し、実務経験を活かした多様な授業科目を開設している。

別添1

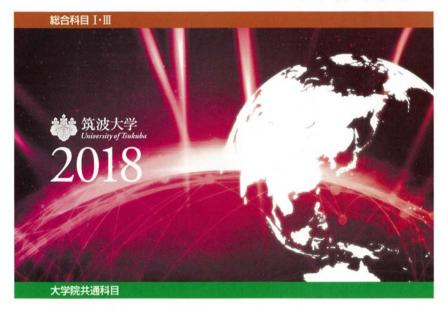
筑波大学総合科目•大学院共通科目

~ 産業界トップリーダーの連続リレー講義/ディスカッションコース~

世界に挑む産業界・官界トップリーダーによる 連続リレー講義

産業界・官界のトップランナーがオムニバス形式で講義をします。 今、企業でどんな人材が求められているのか? 学生に何を身に付けてほしいのか? 土曜の午後を、貴方のキャリアアップの時間に充ててください。





世界に挑む産業界トップリーダーによる 大学院アドバンスト・

社会人の基礎力として、グローバルに考え行動するために重要な さまざまな能力を育成します。





JAPIC(一般社団法人日本プロジュクト産業協議会) と連携し、産業界・官界・政界のトップリーダー を講師として迎え、

- ①グローバル化と日本のあり方②政治・政策
- ③安全保障・憲法42経済・産業
- ⑤資源・エネルギー⑥世界/アジア の6分野にプライオリティを置いたオムニバス講義 を開設。







筑波大学ライフイノベーション学位プログラム

~産官学連携による新たな大学院教育~

別添2

筑波研究学園都市の有するライフイノベーションのポテンシャルを生かし 研究開発法人及び企業の研究開発部門等の協働による高度な教育研究を展開

即戦力・実践力

企業等の**実践的研究ビジョン** を身につけ、**社会的ニーズに** 基づく研究ができる人材

リーダーシップ

海外研究者との共同研究を主導 する**優れたリーダーシップ**を 有する人材

国際的ネットワーク構築力

留学生と日本人学生の共同学習 により異分野協働・調整能力・ 国際的交渉力を有する人材























疾患制御

生体材料





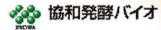


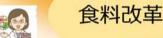
創薬開発

ライフイノベーション 生物情報

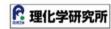






























2. 外部人材の活用(1)

国立大学の理事の役割

- ・国立大学が高度で多様な教育研究を推進し、優れた人材を育成するための学長の経営責任 は大変大きくなってきていることから、「教育研究」「経営」双方について学長を補佐し、 十分な経営形態を整える必要がある。
- *主な業務担当:総務、財務、人事・労務、教育、病院、大学改革、入試、国際、学術、 法務・コンプライアンス

外部人材理事の活用例

- 研究・イノベーション担当理事・副学長として登用し、<u>産学連携の推進及び</u> **外部資金の獲得を強化**(お茶の水女子大学)
- UNESCO本部人事局長の経験を活かし、グローバル化の推進に寄与(お茶の水 女子大学)
- <u>私立大学や国立研究開発法人での勤務経験を活かし、大学運営及び教学に対</u> する助言(筑波大学)
- ※ その他、企業、官公庁等に長年従事した後、教員に採用され、現在、理事として 大学運営に参画している例もある。(小樽商科大学、京都大学等)

○ その他、外部人材の意見を大学運営に取り入れる仕組みの例

- ・ <u>地元企業や金融関係等の有識者</u>を、将来の経営基盤を強化するための具体的な戦略の検討と提言を行う 「大学経営改革室」の客員として配置している(筑波大学)
- 研究科の評議会の構成員に外部人材を加え、教育内容に対する要望の聴取、産学協働による実践教育プログラム及びインターンシッププログラムの構築、実務家教員の派遣交流等を実施している。(山口大学)

2. 外部人材の活用(2)

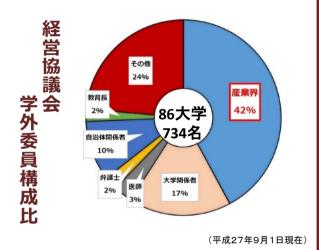
学外の意見を取り入れ、大学のガバナンス強化を図るために、経営協議会の委員の過半数は学外委員としている ⇒学外委員のうち約42%は産業界から

経営協議会

- 経営協議会は、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する国立 大学法人法上の基本的な運営組織であり、委員の過半数は学外委員
- 経営協議会の学外委員には、産業界、他の国公私立大学、地方自治体 など各方面の有識者を選任

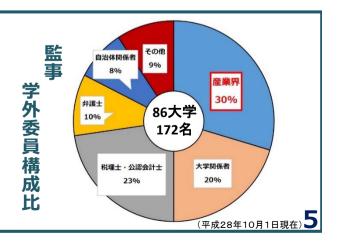
※全国立大学の学外委員のうち約42%は産業界から

- 年平均6回程度開催されており、実質的な意見交換の充実に努力
- 各大学においては、学外委員に対する丁寧な説明や学内視察・教職員 との意見交換の機会の設定などにより、大学の強みや課題を含め、大 学の現状についての十分な理解を得るよう努めている



監事

- 国立大学法人の監事は、各大学の意向を踏まえた上で文部科学大臣 が任命している
- 監事の現職は産業界関係者が最も多く、その他国公私立大学関係者、 税理士・公認会計士、弁護士、自治体関係者等となっている
- 各大学においては、役員懇談会や学長との定期的な意見交換会など を通じた監事と執行部との意思疎通の充実、監査室員の増員等の監 事補佐体制の強化に努めている



3. 厳格な成績管理制度

GPAの効果的な活用

○修学指導

個別の履修科目・科目カテゴリー・科目レベルごとの平均GPAや、 全科目の年次ごとの平均GPAを示し、学生自身が主体的に学習成果 を確認し、対応するよう指導に用いている

○学長表彰や成績優秀者奨学金、外部奨学金等の選考資料 (山口大・お茶女大)

※各大学では、成績評価基準として主にGPAが用いられているが、独自に設定した基準を使用する大学もある。 (例)ディプロマ・ポリシーとして設定した、学部卒業時に習得しているべき能力に基づき、その各々の能力 をどの程度習得しているか定量的に示すためのシステム等(山口大学)

出席率の把握方法

- ○**出席管理システム、出欠票、小テストの受験状況等により把握**(山口大学)
- ○一定の出席率を単位認定試験の受験資格とする場合もある
 - (例)・授業時間数の3分の2以上の出席(山口大学)
 - ・外国語科目において7割以上の出席率(お茶の水女子大学)

4. 財務・経営情報の開示

- ○国立大学法人法により開示が義務付けられている、<u>組織、業務、財務、</u> 評価及び監査等に関する情報をWEB等で公表
- ○学校教育基本法施行規則等、法令上の規程に基づく情報のほか、次の情報等をWEB等で公表

教育理念・方針	教育組織・実施体制
学生の入学・進路	教育内容・方法
修学・進路支援	費用・経済支援
キャンパス・施設整備	自己点検・評価

上記以外にも、次のような情報を公表している大学がある

- (例) WEBサイトに、毎年度の卒業者数、修了者数、学位の授与数とともに進路情報(就職先、進学数)を掲載(お茶の水女子大学)
- (例) 学生の心身の健康等に係る支援に関する情報をWEBサイトに掲載 (山口大学)

高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議ヒアリング(資料)

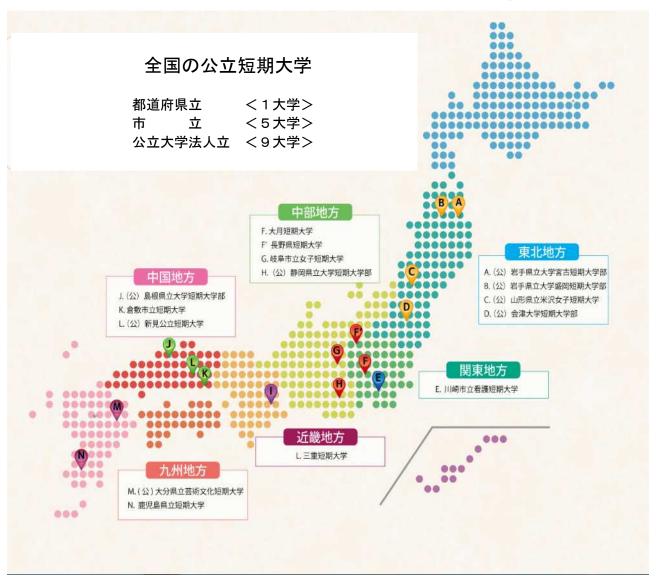
日 時:30.5.22 17:20~17:35(文科省旧庁舎2回特別会議室)

発表者:全国公立短期大学協会 会長 鈴木道子(山形県立米沢女子短期大学長)

第1 公立短期大学の概要と特色

1. 公立短期大学の位置

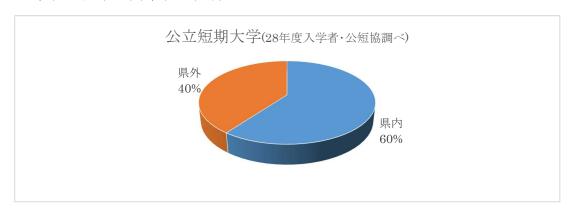
<公立短期大学は、全国に15大学ある地域密着型の大学です。>



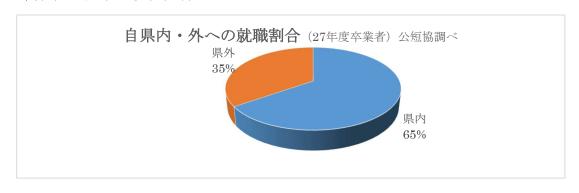
2. 入学·就職状況

公立短期大学は、地元からの入学者が多く、かつ、卒業者の地元への就職率が高いことが特色となっています。

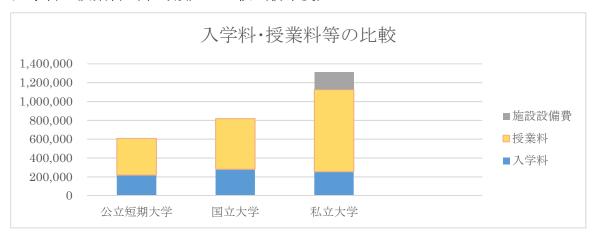
<入学者の自県内高卒者の割合>



<卒業者の自県内就職割合>



<入学料・授業料(平均額)の比較(初年度)>



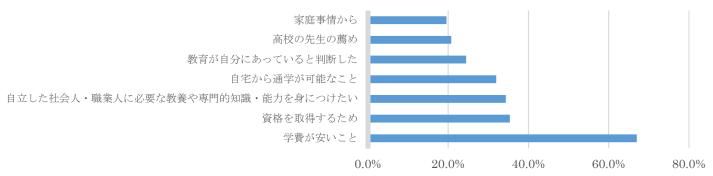
公立短期大学の授業料は、28年度における公短協調べ、国立大学は、28年度のいわゆる「標準額」、 私立大学の授業料等は、文部科学省の28年度の「初年度学生納付金の調査結果概要」による。

3. 志望の事由・学びの成果等

< 入学前の志望事由と入学後における能力等の変化・学びの成果> (25年度公短協調査による)

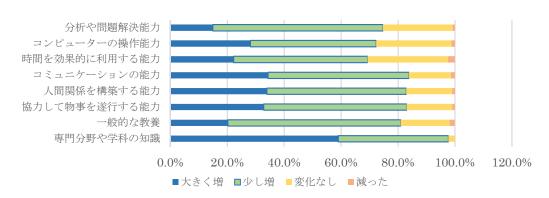
入学前に公立短大を志望した事由(複数回答・抜粋)

<平成25年 公短協による全学生アンケート調査による>



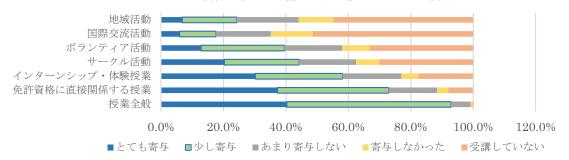
入学時点と比較した能力等の変化(抜粋)

<平成25年 公短協による全学生アンケート調査による>



学び・活動の自身への寄与割合<抜粋>

<平成25年 公短協による全学生アンケート調査による>



第2 負担軽減方策の主な論点について

1. 実務経験のある教員による科目

<科目の例 (産業情報学科・地域福祉学科の例>

「デザイン計画論」(非常勤講師) 設計事務所勤務経験者

「プレゼンテーション」(常勤) マスコミ関係勤務経験者

「ビジネス実務演習」(常勤) 金融関係勤務経験者

「映像編集演習」(常勤) マスコミ関係勤務経験者

「福祉行政と福祉計画」(非常勤講師) 県の福祉関係部門勤務経験者

く要望>

- ◆ 短期大学の学科は小規模であり、学科ごとに科目の配置割合の基準を設 定されると達成困難、大学全体での基準とすべき。
- ◆ 特に人文系学科においては、必ずしも実務経験者のある教員を必用としない学科もある。

よって、人文系学科においては一律の基準ではなく、特色に応じた柔軟な 対応も可とすべき。

(例) 学外でのインターンシップ、実習などで、実質的に実務経験者からの 指導を受けている場合などは、対象とすること。

2. 外部人材の理事

(1) 法人化している場合

設置者の定めに基づき「理事」のうち 1~3名の外部人材を置いている場合や、「理事」には外部人材を置いていないが、「経営評議会」や「教育研究 評議会」等に外部人材を置いている大学がある。

外部人材の活用は、大学運営や教育研究活動について、その知見・識見を 生かすこと。

(2) 法人化していない場合(県市立)

- ◆ 有識者懇話会を年に1~2回開催(構成員;教育長、校長、NPO 理事長) 役割:高大連係、就職問題など
- ◆ 外部アドバイザー委員会 (構成員;外部有識者) 役割;大学運営、業務改善について意見聴取

く要望>

- ◆ 法人化している場合であっても、「理事会」に固定せず「経営評議会」や 「教育研究評議会」等に外部人材を置いている場合も対象とすべき。
- ◆ 法人化していない大学では、何らかの形で外部有識者の意見を聴取し大 学運営や教育に反映させている場合も対象とすべき。

3. 厳格な成績管理

(1) GPA を導入している場合の活用例

GPAによ る評点		評 価	可否	備考
4	優	80~100 点		
3	良	70~80 点未満	合格	「可※」とは、いったん不可と 評価され、再試験等の再評価
2	可	60 点~70 点未満	_ `□ 1TT	計画され、舟武駅寺の舟計画 により評価された場合可※と
1	可※	60 点		読み替える
0	不可	60 点未満	不合格	שנייי הינ ש

【学生の席次を評価する場合】

- 〇進級及び卒業の際に各学科席次(GPA)1位を表彰
- 〇保健師コース選考基準に活用
- 〇授業料減免学力基準としてGPA上位1/2以内

学生の席次を評価する場合は、GPAの数値が大きい者を上位とし、数値が同一の場合はGPA評価対象科目の総単位数の多い者を上位とし、同数の場合は、優の科目数の多い者を上位とする。

(1)GPA 以外の評価と活用例

評価	
S	90~100点
優	80~90点未満
良	70~80点未満
可	60点~70点未満
不可	60点未満

【学生の評価をする場合】

- ○編入するに当たっての評価、提供する成績情報
- ○授業料減免の評価
- 〇その他、就学指導等に際しての評価

4. 財務・経営情報の開示

(1) 財務・経営情報の開示

①法人化している場合

設置者(地方公共団体)の定めに基づき、情報開示している。 あるいは、設置者(地方公共団体)の定めに基づき大学の定款を定め、これにより情報開示している.

②法人化していない場合(県市立)

設置者(地方公共団体)の定めに基づき、情報公開することは可能。

(2) 教育活動情報の開示(就職や進学など)

「大学ポートレート」や、「大学独自のホームページ」、各種「ガイド」などにより、3つの方針(アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー)や卒業後の進路(就職状況、進学状況)などについて、学科別に、また、進路の分野別等により積極的に開示している。

5. 全般事項

く要望>

公立短期大学を目指す学生には、幼・小・中・高等学校段階からの家庭の経済的な環境もあって、短期大学を選択することとなった者も少なくない。

制度設計に当たっては、成績評価に偏ることなく、勉学に対する意欲を評価する制度としていただくとともに、幅広く、意欲ある学生が制度の恩恵を受けられるよう配慮していただきたい。

また、恩恵を受ける者とそうでない者の段差をなだらかにするとともに、家庭経済環境を考慮し、減免を受けながらアルバイト等により生活費を獲得することも可としていただきたい。